

危険空き家の解体補助の要件を緩和します

—太良町空き家等の適正管理推進補助金—

<補助要件>

1. 建物の所有者
2. 建物の所有者の相続人
- ~~3. 過去3か年において世帯全員が住民税非課税~~



3番目の要件は令和7年度、8年度に限り除外します。

※周りに危険となる要素がない空き家は原則対象となりません。

(対象となる建物)

補助金の交付の対象となる建物は、太良町内に存し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 木造建築物(一部の軽量鉄骨造も含む。)であること。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 建物に所有権以外の物権の設定がある場合において、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意を受けたものであること。
- (3) 建物が、複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象建築物の除却についての同意を受けたものであること。

(補助金の額)

補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。



詳しいお問い合わせ先
総務課 庶務人事係 (67-0129)